

令和5年度愛媛県 PTA 連合会親子安全互助会

— ご 案 内 —

ひとは みんなのために みんなは ひとりのために



1 愛媛県 PTA 連合会親子安全互助会の目的

本会は会員の皆様が安心して PTA 活動をするため、会員の方の補償と、健康・安全教育の普及振興を図ることを目的とした制度です。

2 加入の方法と分担金

各学校の PTA を通じて（1世帯あたり 200 円）ご加入いただきます。そのため、個人で申し込む必要はありません。

3 事故の報告と見舞金等の請求

PTA 活動中に災害が発生した場合は、直ちに各学校 PTA 会長（各学校の PTA 事務局あて）にご報告ください。請求は各学校 PTA 会長が行います。

4 見舞金を受けられる方

親子安全互助会に加入している保護者・教職員・児童・生徒、会員の同居の親族、事前に登録された PTA が認めた者（ボランティア等）・郡市（町）事務局職員です。

※見舞金の種類と金額は裏面をご覧ください。

5 給付の対象となる活動内容

愛媛県 PTA 連合会主催事業・郡市町 PTA 連合会主催事業・各学校 PTA 主催事業・その他（同等扱いる活動）の事業による活動です。

<事例>

- 総会・役員会・理事会・各種委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関連する業務中（事業計画打合せ会等を含む）の災害
- 各種研修会・スポーツ大会等の参加中の災害
- 学習活動・スポーツレクリエーション活動・校外指導等への参加（家庭教育学級・バレーボール大会及びその練習・キャンプ引率・交通指導・プール監視などいずれも予め計画され、会長の承認を得ることが必要です。）
- 上記事業に参加するための正規の往復期間も活動中とみなしますが、他所に立ち寄った場合等の災害は給付対象外となります。 ※詳しくは裏面をご覧ください。

6 見舞金の給付を受けられない場合

（傷害見舞金及び賠償責任給付金につきましては、委託保険会社の約款によるものとなりますため、詳細は別途お問い合わせください。）

- (1) 会員として登録していない、分担金も納入していない場合
- (2) PTA 行事とは認められない行事のもの（PTA 行事の場合には会長名を明記した行事計画書を添付）
- (3) 自分が、無免許・酒気帯び・酔っぱらい等の事故、及び自殺行為・けんか等による場合
- (4) 地震・津波などの天災（PTA 会員として救出作業に従事中の災害などは除きます。）
- (5) 子どもの場合における日本スポーツ振興センター法に該当する事業

見舞金の種類と金額

	種 類	見 舞 金 額
※傷 害 見 舞 金	通 院	1日 2,500円 災害発生日から180日以内の90日限度
	入 院	1日 5,000円 災害発生日から180日以内が限度
	ギ プ ス 固 定	1日 2,500円 ギプス固定（着脱式は除く） 期間中の自宅療養日数（通院治療日を除く）
	手 術	入院中の手術は、入院保険金日額の10倍 / 入院中以外は5倍
	後 遺 障 害	障害の程度に応じて 12万～300万円
	死 亡	300万円
※賠償責任給付金	身 体 賠 償	1名につき 1億円を限度 / 1事故につき 3億円を限度
	財 物 賠 償	1事故につき 1千万円を限度
	受 託 物 賠 償 (自己負担金5,000円)	1名につき 10万円を限度 / 期間中につき500万円を限度
	生 産 物 賠 償	身体 1名につき 1億円を限度 / 1事故につき3億円を限度 財物 1事故につき 1千万円を限度
見 舞 金	見 舞 金	傷害見舞金で給付されない場合等 1名につき 10万円未満を限度
	弔 慰 金	10万円未満・電報・レタックス代
	児 童 生 徒 弔 慰 金	3万円・電報・レタックス代 (PTA活動中以外でも児童・生徒は対象となります)

※は、保険会社委託補償です。

愛媛県 PTA 連合会親子安全互助会事務局

〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地 愛媛県生涯学習センター内

電話：089-963-4237（直通）・FAX：089-963-4231

<http://www.ehimepta.jp/>

※詳しい内容は、愛媛県 PTA 連合会親子安全互助会のホームページに掲載していますのでご覧ください。

